

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年10月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第44号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3 1 崇仁市営住宅の項の次に次の1項を加える。

八条市営住宅	6,800		5,100	
--------	-------	--	-------	--

別表第3 2 崇仁市営住宅第22棟の項及び崇仁市営住宅第27棟の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中別表第3 1の改正規定は令和2年11月1日から、同表2の改正規定及び次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の承認の申込みその他八条市営住宅の駐車場（専ら同市営住宅の入居者及び同居者以外の者の利用に供するものを除く。）を供用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(都市計画局住宅室住宅管理課)